

# 令和3年度 大阪市立難波学校 いじめ対応フロー図

いじめか否かは、組織で判断する=発見者(担任・部活動顧問など一部の教職員)だけが判断して指導・処理するなどはしない。必ず情報を報告・共有して、組織でいじめか否かを判断する。

**教職員研修**=年に2回の校内研修の実施【4月、9月ごろ】

(教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

**いじめ対策委員会(定例会)の開催**=記録を残していく

**早期発見**=・日々の観察

- ・いじめアンケートの実施(学期に1回以上=年に3回以上:1学期2回／2学期1回／3学期1回)
- ・教育相談の実施(年に3回以上:1学期／夏休み明け／2学期)
- ・SCによるカウンセリング = 小さな事案のうちから広く活用するよう周知
- ・家庭や地域との連携 = 丁寧な情報提供
- ・学校以外の相談窓口の周知(いじめについて考える日／始業式・終業式／修了式)

## いじめの可能性に気付いたとき

**学校管理下**=・いじめと疑われる言葉や行動を発見した

- ・生徒(=本人)から相談や訴えがあった
- ・生徒(=友人等)から報告があった
- ・いじめアンケートへの記載があった

**学校管理外**=・習い事等の人間関係の中で起きた

- ・インターネット(SNS)等の人間関係の中で起きた
- ・生徒の保護者から相談や訴えがあった
- ・生徒の友人等の保護者から相談や訴えがあった
- ・他の学校園から連絡があった
- ・外部(匿名)から通報があった 等

**発見者**=・担任・学年教員・部活動顧問・養護教諭をはじめ、全教職員に発見の可能性がある

**報告を受ける者**=★校長(責任者・いじめ対策委員会の開催者)・教頭

- ◎生徒指導主事(情報集約担当者)
- (各)学年主任(単学年の場合、複数学年に渡る場合)
- (各)担任
- 部活動顧問

- ・緊急性は高いか? ⇒ 速やかに「いじめ対策委員会」を招集
- ・よくあるトラブルでも繰り返されていないか?
- ・必ず複数の教職員で関わっているか?
- ・月1回の“定例会”への情報共有で対応を検討することで見守るか?

↓

### いじめ対策委員会(★校長が組織の長) 構成メンバー

★校長(開催者)・教頭

◎生徒指導主事(集約者)・生活指導部長・各学年主任・人権教育主担・養護教諭・担任  
必要に応じて、SC・SSW

#### 【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の報告・共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法  
→初期段階よりSCによる心のケアを積極的にすすめる
- ・聞き取り方法の検討  
→どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？事実関係の洗い出し  
被害・加害の生徒、保護者等の状況をよく考慮して検討

被害生徒

加害生徒

その他の生徒

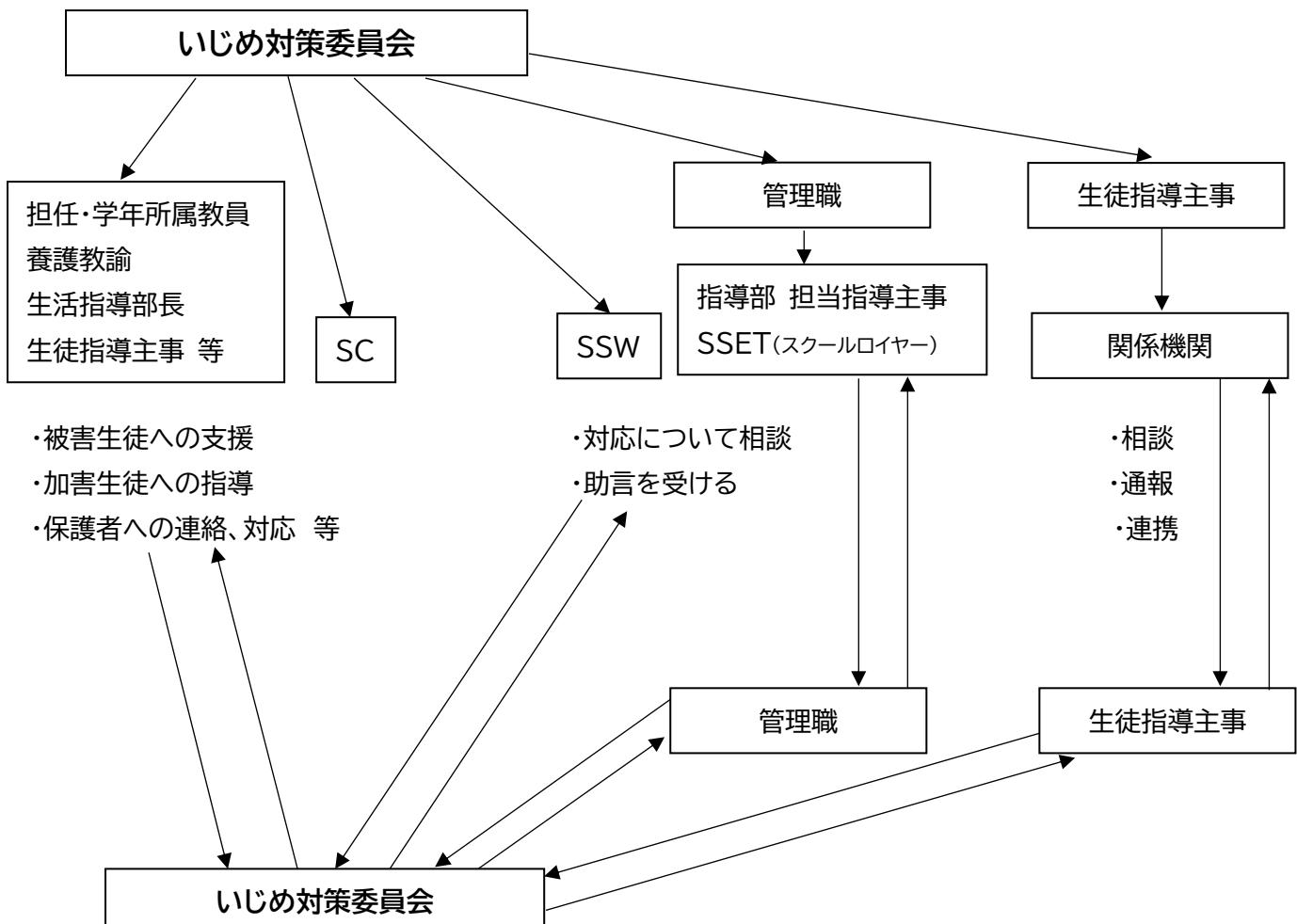
**担任・(各)学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事 等** その状況で、最も聞き取りできる人間が行う

↓  
【聞き取り】被害・加害生徒からの聞き取り

### いじめ対策委員会

#### 【協議内容】 指導方法の決定

- ・再度聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害生徒への具体的な支援の方法  
→どの教職員が、どのような支援を行うか？
- ・加害生徒への具体的な指導の方法  
→どの教職員が、どのような指導を行うか？
- ・保護者への連絡について  
→どの教職員が、どのような方法で行うか？被害・加害の連絡する順番を考慮する
- ・関係機関との連携について  
→連携の必要があるか？  
連携の必要がある場合、どの関係機関と連携するか？
- ・その他の生徒への働きかけ・ケアの方法  
→どの教職員が、どのように行うか？学級、集会での総括的な話、部活動のミーティング



#### 【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
- ・更なる対応の検討
- ・加害生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

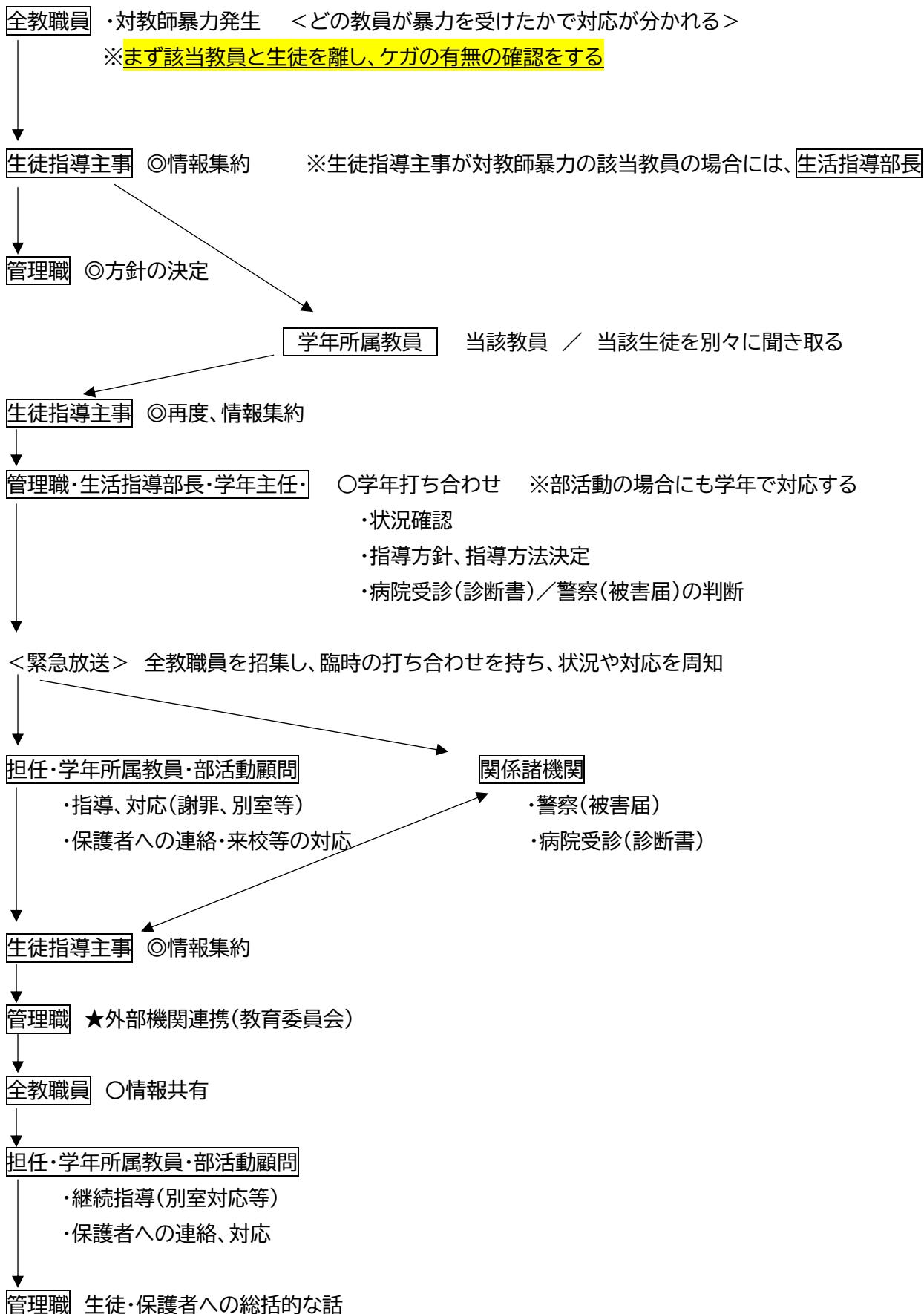
全教職員

日々の見守り

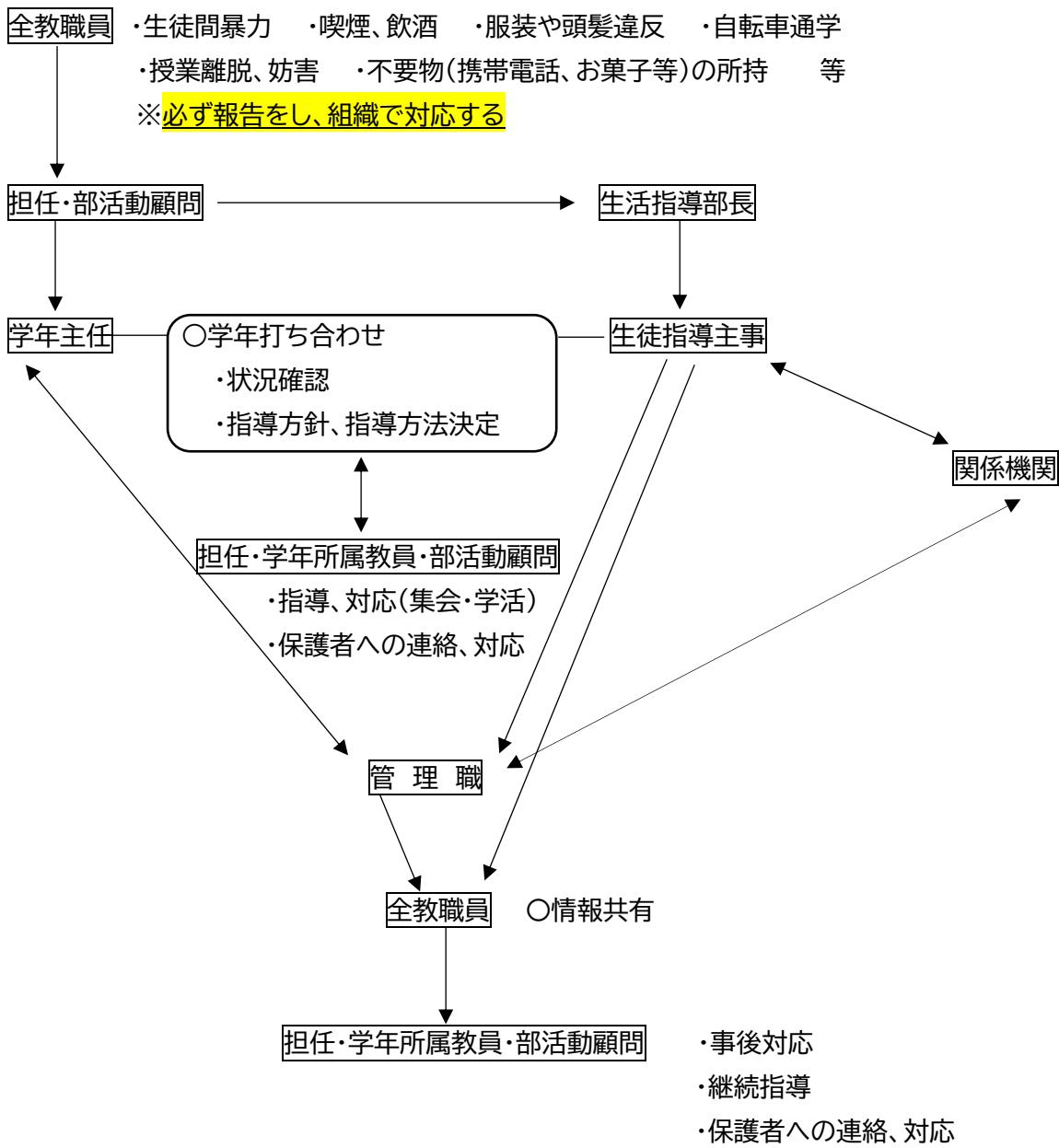
- ・「被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」
- ・「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

## 対教師暴力発生時の対応



#### いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。